

## ○飯綱町給水装置工事施工基準

平成 18 年 4 月 1 日水道事業管理告示第 2 号

改正

平成 30 年 3 月 12 日水道事業管理告示第 1 号

## 飯綱町給水装置工事施工基準

(趣旨)

第 1 この基準は、飯綱町給水条例（飯綱町条例第 140 号 以下「条例」という。）及び飯綱町給水条例施行規程（飯綱町水道事業管理規程第 7 号 以下「規程」という。）に定めるもののほか、給水装置工事の施工に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条例第 2 条第 2 号に定める工事の意義は、次の各号に定めるところとし、工事には調査、計画、施工及び検査のすべてを含むものとする。

- (1) 新設工事とは、加入負担金納付が発生する給水装置を設置する工事をいう。
- (2) 改造工事とは、既存給水装置の給水管の口径及び管種変更並びに給水栓の増設など給水装置の原形を変更する工事をいう。
- (3) 修繕工事とは、給水装置の原形を変えない給水管及び給水栓の部分的な破損箇所の修理をする工事（水道法施行規則第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更工事を除く。）をいう。
- (4) 撤去工事とは、給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

(事前調査)

第 3 給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、工事の申込みをする場合、事前に次の各号について調査するものとする。

- (1) 工事申請人が必要とする水量及び給水器具の種類
- (2) 分岐しようとする配水管等の管種、管径、水圧及び給水能力
- (3) 既設給水装置の分岐及び改造工事等については、既設管種及び口径
- (4) 権利者の利害関係
- (5) 現場状況の確認、特に道路掘削が必要な場合は、地下埋設物
- (6) 止水栓及びメーター等の位置は、維持管理上に支障がなく、点検及び開閉栓作業が容易なこと。
- (7) 設置場所に適した器具材料及び適切な配管位置

2 前項の各号について不明確な場合は、管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）と協議する。

(事前協議)

第 4 次のいずれかに該当する工事を行おうとする者は、あらかじめ管理者と協議し、その同意を得なければならない。

- (1) 3 階直結給水により給水を受けようとする工事
- (2) 飯綱町受水槽を使用する集合住宅に係る各戸検針及び各戸徴収に関する事務取扱規程（平成 17 年水道事業管理規程第 11 号）により、受水槽から給水を受ける集合住宅のうち各戸の水道メーターにより検針及び水道料金の各戸徴収の取り扱いを希望する工事

(給水装置の構造及び材質)

第5 給水装置に使用する材料及び器具（以下「資材」という。）は、水道法第16条及び同法施行令第5条の規定並びに同条の規定による厚生省令に定める基準に適合していなければならない。

2 配水管分岐箇所からメーターまでの公道部（以下公道部という。）で使用する資材は、管理者と協議をしたうえで決定すること。

3 メーター以後の宅地内配管（以下「宅内配管」という。）の資材は、認証品あるいは規格品であることを確認して使用すること。また、その選定に関しては、申込人と主任技術者で協議したうえで決定すること。

（給水方式）

第6 給水方式は、配水管の水圧状況、地形、給水目的及び使用状況などを調査のうえで決定するものとする。

2 給水方式は、次に掲げる直結式、受水槽式及び直結式と受水槽式の併用式のいずれかとする。

（1）直結式は末端の給水装置まで配水管の直水圧により給水する方式

（2）受水槽式は、次の方法により給水する。

ア 加圧ポンプ式

受水槽にいったん貯水した後に、加圧したポンプにより給水する方式

イ 高置水槽式

受水槽に貯水した後に、揚水ポンプで更に高置水槽に送り、自然流下により給水する方式

3 給水方式は原則として直結式とするが、次の各号の一に該当するときはタンク（受水槽方式）により給水するものとする。

（1）配水管の水圧及び水量が不十分で使用上支障があるとき。

（2）同時に多量の水を使用するとき。

（3）常時、一定の水圧もしくは水量を必要とするとき。

（4）断水時にも給水の継続が必要なとき。

（5）水圧過大のため給水装置に故障をきたす恐れのあるとき。

（6）薬品などを使用する工場等で配水管の水質に汚染をきたす恐れのあるとき。

（7）3階建て以上の建築物に給水するとき。ただし、3階建て建築物の3階部分への給水について、末端の給水装置まで配水管の直水圧により給水が可能である場合を除く。

（給水管の必要口径）

第7 給水管口径は、使用水量を算定し、所要水量に見合った大きさを配水管が最小動水圧の場合でも供給できる大きさにしなければならない。

2 配水管最小動水圧は、0.15MPaとする。ただし、3階直結給水を行う場合の最小動水圧は、0.25MPaとする。

3 給水管口径は、配水管口径よりも小さくならない。

（給水装置の連結の禁止）

第8 給水装置は、飯綱町水道課が所管する水道以外の水道管、井戸水又は排水管及び施設と連結してはならない。

（器具の連結）

第9 主として飲用に使用する器具でなければ給水装置に接続してはならない。

2 器具のうち、配水管の水圧低下又は断水等により真空状態が生じ、汚水の吸引により水道水に汚染を及ぼす恐れがある場合は、有効な逆流防止装置を備えたものでなければ直接連結してはならない。

(給水管の分岐)

第10 給水管の分岐は、次の各号によるものとする。

- (1) 配水管からの給水管の分岐は、原則として1敷地につき1箇所とする。
- (2) 給水管は、呼び径200mm以下の配水管から分岐する。
- (3) 配水管からの分岐口径は、原則としてメーター加入口径とする。ただし、口径が13mmのメーターの場合は、20mmで布設することができる。また、40mmのメーターの場合は、メーター上流ソフトシール弁までは50mmで布設する。
- (4) 使用管種は、原則として口径25mm以下はポリエチレン管、40mm以上50mm以下はポリエチレン管又は鋼管、75mm以上は鋳鉄管又は配水用ポリエチレン管とする。
- (5) 配水管から給水管を分岐する場合、他の給水管及び継手類からはサドル付分水栓は30cm以上、不断水割T字管は1m以上離すものとする。また、管末からは1m以上、仕切弁からは2m以上離さなければならない。
- (6) 異形管から分岐してはならない。
- (7) 道路交差点内での取り出しはしてはならない。
- (8) 分岐口径は原則として配水管口径の1段落ち以下とする。
- (9) 上記によらない場合は、管理者と協議する。

(給水管の廃止)

第11 不要になった給水管は、本管の分岐点で分水栓を閉止(以下「玉下げ」という。)の後に撤去し、漏水が生じないようにしなければならない。

2 本管での玉下げの工法は、以下のとおりとする。

- (1) サドル分水栓による分岐の場合は、サドル分水栓のコックを閉め、給水管を撤去した後にキャップをする。
- (2) 不断水割T字管による分岐の場合は、割T字管のシーバー弁を閉めて止水した後に50mm以下はプラグ、75mm以上は栓フランジで玉下げする。
- (3) 二受けT字管の場合は、メカ栓、フランジ付T字管の場合は、栓フランジにて玉下げをする。
- (4) その他、これによらない場合は、管理者の指示による。

(メーターの設置等)

第12 メーターは、次の各号の定めにより設置すること。

- (1) 一戸又は1箇所ごとに1個のメーターを設置する。
- (2) 受水槽を設置する場合は受水槽ごとに1個のメーターを設置すること。
- (3) 同一敷地内で2個以上のメーターを使用するときは、申込人の敷地内に第1バルブを設置し、給水を受ける建物ごとにメーターを設置する。この場合の第1バルブは、分岐点直近の官民界から1m以内に設置する。
- (4) メーターの設置口径は、計画使用水量に基づき、適正な口径を決定する。ただし、給水栓の数が少ない場合は、簡便な方法として次の各号を目安とすることができる。また、牟礼地区上水道の給水区域において、大字豊野字大原の長野県住宅供給公社の造成した団地

内で、水洗を設置したところについては、原則として 20mm を基準とする。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ア 給水栓が 6 栓以下の場合         | メーター口径 13mm |
| イ 給水栓が 7 栓以上 10 栓以下の場合  | メーター口径 20mm |
| ウ 給水栓が 11 栓以上 15 栓以下の場合 | メーター口径 25mm |

(5) 給水栓が 16 栓以上となると、又は配水管の水圧が低く出水不良となる恐れがあるときは、同時使用率を考慮し、流量計算を行い、適正なメーターを設置する。この場合、給水管口径は、13mm を基準として算定する。

(6) メーターの設置場所は、原則として配水管の分岐点直近の官民界から 1 m 以内の工事申込人の敷地内で次に定める条件に適合すること。

- ア 使用者等が不在でも検針が可能で、将来的にも保守点検及びメーター交換が容易にできること。増改築等で支障にならないこと。
- イ 給水栓よりも低い位置に水平に設置すること。
- ウ ウォーターハンマーの影響を避けるために給水栓からは十分な距離が確保できること。

エ 雨水が浸入しにくく、乾燥した場所であること。地盤が軟弱でないこと。

オ 凍結の恐れがなく荷重、衝撃などによりメーターの破損及び計器異常が生じないこと。

カ 地形上及び配管上でメーターを取り外した場合に、多量の水が逆流する恐れがある場合は、逆流防止のために、メーター下流に仕切弁又は逆流弁を設置すること。

キ アパートなどで、各戸に水道メーターを設置する場合は、当該部屋とメーターの相違がないように、メーターボックス内側に部屋番号を明示すること。

(7) メーターボックス（量水器表函）は、管理者が指定する資材を使用する。

(8) メーター上流のバルブは、次により設置する。

ア 口径 13mm、20mm 及び 25mm のメーターには水道用止水栓（伸縮型ハンドル着脱式）を使用する。

イ 口径 40mm 及び 50mm のメーターには、水道用ソフトシール弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品、左閉め）の口径 50mm を使用する。

ウ 口径 75mm のメーターには、水道用仕切弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品、左閉め）もしくは水道用ソフトシール弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品、左閉め）を使用する。

(9) 口径 40mm 以上のメーターには、メーター下流直近に操作バルブを設置する。操作バルブは、メーター上流バルブに準ずる。

(10) メーターの上・下流のバルブは、メーターボックスの外に設置したうえ表函を設置する。ただし、口径 25mm 以下の上流バルブは、メーターボックス内に設置できる。

(11) 口径 40mm のメーターは、メーター上・下流側にメーターユニオンを使用する。

(12) 口径 50mm のメーターの接合方法については、管理者と協議のうえ決定すること。

(13) 口径 75mm 以上のメーターはフランジ接合とする。

(14) 第 1 バルブの規格は原則として以下のとおりとする。

ア 口径 20mm 及び 25mm までは水道用甲型（旧型）止水栓とする。

イ 口径 50mm は水道用ソフトシール弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品、左閉め）とする。

ウ 口径 75mm 以上は水道用仕切弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品、左閉め）、又は水道用ソフトシール弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品、左閉め）とする。

(給水管の設計及び布設)

第 13 給水管の設計及び布設にあたっては、次の各号により行う。

- (1) 給水管を布設する際に、道路等を横断占用するときは、原則として道路と直角に配管し、縦断占用するときは、官民界に平行に布設する。
- (2) 給水管は、排水設備、便槽、汚水溜及び灯油タンクなどから 30cm 以上離し、止水栓及びメーター位置を考慮して維持管理上支障がない場所に設置する。
- (3) 給水管を河岸、側溝及び石垣等構造物に近接して布設する場合は、30cm 以上離して布設する。
- (4) 給水管は原則として建物の外側に布設する。
- (5) 公道分に布設する給水管の管種は、次のとおりとする。ポリエチレン管の場合は原則としてその上部に探知ワイヤーを添わせて配管する。

口径	20mm～25mm	40mm～50mm	75mm 以上
使用管種	ポリエチレン管	鋼管又はポリエチレン管	鋳鉄管又は配水用ポリエチレン管

- (6) 公道に布設する給水管は、その道路管理者の指定する土被りを確保しなければならない。私道についてもこれに準ずる。
- (7) 給水管を公道に縦断布設するときは、原則として配水管からの分岐直近に止水栓又は仕切弁を設置し、管末には必要に応じて排泥弁を設置する。その規格は、口径 25mm までは水道用甲型（旧型）止水栓とし、口径 50mm 以上は水道用ソフトシール弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品、左閉め）とする。
- (8) 宅内配管は、凍結等を考慮して、原則として次に定める土被りを確保する。

口径	13mm～25mm	40mm～50mm	75mm 以上
土被り	50 c m	60 c m	80 c m

- (9) 既設ビニール管に仕切弁を接続するときは、口径が 40mm 及び 50mm の場合は、仕切弁の両側にそれぞれ 1m の鋼管を使用する。口径 75mm 及び 100mm の場合は、仕切弁の両側にそれぞれ 1m の鋳鉄管を使用する。
- (10) 配水管から 50mm 以上の給水管を分岐する場合は、不断水工法で施工する。
- (11) 私設消火栓は、次に定めるところにより設置する。
  - ア 事前に総務課と協議し、給水装置工事承認申請書にその協議書を添付する。
  - イ 私設消火栓専用の課支給メーターを設置する。
  - ウ 同口径による分岐が必要な場合は事前に協議を行う。
- (12) 用悪水路及び側溝などを給水管が横断する場合は、原則として伏越工により施工する。止むを得ない場合には、添架工により施工できるものとする。
- (13) 添架工及び伏越工は、さや管方式とし、構造物から 30cm 以上の距離を確保する。
- (14) 添架工及び伏越工で施工する場合は、横断の上流側に仕切弁あるいは止水栓を設置する。その種別は、メーター上流のバルブに準ずる。
- (15) 添架工は、横断前後にコンクリートの根固め工により保護する。給水管口径 50mm までの根固め工の大きさは、縦 40cm 横 40cm 高さ 60cm を標準とする。
- (16) 給水装置が凍結する恐れがある場所では、耐寒性能を有するものを設置するほか、給水栓の立ち上がり部分に不凍給水栓又は不凍排水バルブを取付け、又は電熱帯を巻くなどの

凍結防止に必要な措置を施す。

(宅内配管)

第 14 宅内配管を設計及び施工する際は、次の各号を基準とする。

(1) 直結式の場合は、次の各号に留意する。

ア 管内に水や空気が滞留しないように配管する。

イ 給水管にウォーターハンマーが生じる恐れがある場合は、防止措置を講じる。

ウ 給水管の末端及び屈曲部で離脱の恐れのある場合は、離脱防止措置を講じる。

エ 水圧が高く給水装置が破損する恐れがある場合は、減圧措置を講じる。

オ 2階への立ち上がり手前の操作しやすい場所には、止水栓を設置する。

カ 給水管の保護

(ア) 給水管は、たわみ及び振れ等を防ぐため、取付金具等で建物に固定する。

(イ) 建物の基礎及び壁などを貫通して配管する場合は、さや管を使用して給水管を保護する。

(ウ) 配管する場所が、土壌や薬品による腐食及び電食等の恐れがある場合は防食措置を講ずる。

(エ) 給水管及び器具で凍結の恐れがある場合は、凍結防止措置を講じる。

キ 逆流防止

(ア) 水槽、プール及び流しなどの器具や施設へ給水する場合は、給水栓を落とし込みとし、最小5cm以上の十分な吐水口空間を確保する。

(イ) 洗剤及び薬品等を使用する水槽及び容器並びにプール等水面が特に波立ちしやすいものは、吐水口空間を20cm以上確保する。

(ウ) その他、逆流防止措置が必要な場合は、その措置を講ずる。

ク 器具の設置

(ア) 給水用具及び器具は、使用状況及び能力等を十分検討し選定する。

(イ) 給水用具及び器具については、規格品あるいは認証品であることを確認して使用する。

(ウ) 水洗便所への給水はタンク式とする。ただし、小便器はフラッシュ式を使用できる。

(エ) 器具及びユニット装置の一次側には、操作しやすい場所に、止水栓を設置する。

ケ 逆止弁

逆止弁は、流水方向及び設置状態に注意し、点検及び交換が容易な場所に設置する。口径が50mmまでは、ばね式又はリフト式とし、75mm以上は、スイング式を標準として使用する。

コ バキュームブレーカー

大気圧式は、器具の最終弁下流側の常時水圧力のかからない配管部分に取り付ける。また、設置後の点検及び交換が容易な場所を選定する。

サ 減圧弁及び定流量弁は、設置後の点検及び交換が容易な場所を選定する。

シ 安全弁は、温水ボイラー等の管内圧力の安全を確保するために、減圧弁との組み合わせを考慮する。また、設置後の点検及び交換が容易な場所を選定する。

(2) 受水槽方式の場合は、使用者は十分注意して使用し、責任を持って管理しなければならない。

(特殊給水器具)

第 15 水道に直結して使用できる器具のうち特殊給水器具（以下「特殊器具」という。）は次のとおりとする。

- (1) ウォータークーラー
- (2) 電子式自動水栓
- (3) 清涼飲料水自動販売機

2 前項の特殊器具は、規格品あるいは認証品のうち、水に接する部分の材料が、衛生上無害で耐食性にすぐれ、かつ、器具の性能保持に適するもので、管理者の承認を受けたものを使用しなければならない。

3 特殊器具の構造は、水が逆流せず、停滞水を容易に排出でき、過大な水撃作用を生じない構造でなければならない。

(設計図書の作成)

第 16 給水申込み時の給水装置工事承認申請書には、次の図書を添付するものとする。

- (1) 位置図（住宅地図を標準とし、工事場所を着色したもの。）
- (2) 設計書（申請者名、設置場所、指定給水装置工事事業者名、主任技術者氏名、主な給水管、給水栓、給水用具、特殊器具、メーターボックスなどの資材の数量及び工事の内訳を明示したもの。）

(3) 設計図

ア 平面図は縮尺 100 分の 1 から 200 分の 1 程度を標準とし、別表の給水装置記号表に基づき次の事項を表示する。

(ア) 図面の方位（ただし、図面の上方を北が標準とする。）

(イ) 申請土地の境界線、ただし、申請者以外の権利等にかかる土地がある場合は、その境界線も表示する。

(ウ) 道路（歩車道の区分を明示）、官民境界線、建物、メーター位置及び既設給水装置の状況等

(エ) 給水管の管種、管径及び延長を必ず記載する。

イ 立体図は、任意の縮尺とするが、別表の給水装置記号表により作図する。

(4) 主要資材認証リスト

ア 資材の規格及び認証番号などの確認ができるもの。（特に必要があると認めた場合）

イ 特殊器具では、その構造などが確認できる承認図等を添付する。

(5) 利害関係人の同意書（道路占用申請書及び承諾書等）

(6) 施工図（公道分に配水管及び給水管を縦断占用する場合並びに 50mm 以上の給水管の分岐を行う場合に限る。なお、施工図は、完成後にしゅん工図として提出するので、しゅん工図の書式に従って作成する。）

(7) 建築物等の概要書（特に必要があると認めた場合）

(8) しゅん工図の図式は、次による。

ア 平面図は、管布設及び付帯構造物等の平面状態を示すほか、道路、河川及び用水等の名称もあわせて記入する。縮尺は 100 分の 1 程度から 500 分の 1 程度とする。分岐位置及び曲管等には、オフセットをとり拡大図に表示する。

イ 横断図は、道路、河川及び橋梁等の断面図に布設位置、土被り、構造物の形状及び寸

法などを表示する。なお、縮尺は50分の1から100分の1程度とする。

ウ 配管図は、配管状態を明瞭に表示し、管、栓及び弁類の表示記号から引き出し線を用いて、次の事項を表示する。

管種、直管1本あたり延長と本数、異形管（曲管の場合は、角度を表示し垂直方向に使用した場合は、上下の記号を度数に付記する。）とする。

エ オフセット図は、起終点及び変化点について、施工場所の周辺で位置や形状の変わりにくい地形及び地物からの距離を3点法により拡大図で表示する。

（審査）

第17 管理者は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が提出した申請書及び設計図書等を条例、施行規程及び本基準等により審査を行う。

（工事の施工）

第18 工事施工に際しては、安全確保に努め、事故防止の徹底を図る。

（道路掘削工事）

第19 道路掘削に際しては、次の各号に留意して施工する。

（1）掘削工事については、以下によるものとする。

ア 道路管理者の道路占用許可書並びに所轄警察署発行の道路使用許可書に記載されている標示事項を遵守する。

イ 道路交通の支障にならないように、できるだけ片側通行により施工する。特に交通量の多い場所や道路管理者及び警察署長から指示があった場合は、夜間施工で行う。

ウ 道路舗装工事に先行して工事を行う場合は、工事発注者、申請者及び工事関係者と速やかに協議し、直ちに施工する。

エ 工事施工前に地下埋設物の占用事業者と協議して、埋設物の有無や位置を確認し、施工時には破損事故を起こさないようにする。

オ 工事施工にあたっては、付近の住民、利害関係者及び区長等に工事内容を説明し、工事協力を得た後に施工する。特に施工方法や施工時期については配慮する。

カ 道路の掘削は、1日の作業量に見合うだけにとどめ、掘り置きはしない。また、道路敷に資材などは置かない。

キ 舗装道路の掘削は、アスファルトカッターなどを使用して所定の幅及び長さには切断し、必要部分以外に影響部分を生じさせない。また、影響部分のカッター入れは、影響部分が確定した後に行い、掘削工事開始前に事前にカッターを入れてはならない。

（2）埋め戻し工事については、以下によるものとする。

ア 埋め戻しは、管上10cmまでは砂で防護する。

イ 転圧は、1層を30cmごとにタンパ及び振動ローラーなどで十分突き固める。

ウ 道路については、道路管理者が定める基準により施工する。

エ 上記以外については、関係機関及び管理者の指示による。

（3）舗装復旧工事については、以下によるものとする。

ア 舗装道路の仮復旧は、管理者の指定する方法により埋め戻し後に直ちに行い、段差や舗装材の飛散を生じさせないように施工し、掘削工事日当日に完了させる。

イ 本復旧完了までの仮復旧路面は、指定工事事業者の責任において管理する。

ウ 指定工事事業者は、工事着手以後工事完了までの間、随時現場内のパトロールを行い、



交通及び住民に支障をきたさないように管理する。

エ 本復旧は、仮復旧後の十分な養生期間を経た後に、道路管理者の指示による舗装構成で施工する。

(4) 保安設備に関しては、以下によるものとする。

ア 公衆災害防止のため、道路工事現場における標準施設等の設置基準及び許可基準等に基づき、必要な措置をする。また保安要員などを配置し、労働安全については十分留意する。

イ 作業員は必ずヘルメットを着用し、現場責任者及び主任技術者を明確にする。

ウ 掘削現場には所定の工事表示板等の保安設備を設け、不測の事故が生じないように慎重に施工する。

エ 夜間工事の場合は、灯火を点灯し、特に危険防止策を厳重に行う。

オ 掘削箇所、掘削土砂及び工事用品を置いた場所には、通行人に危険が及ばないように「工事中」を示す道路標識を設置する。

カ 掘削深が深いとき又は軟弱土質等で自立性の乏しい掘削箇所には、土留め工を施す。

キ 工事現場へ出入りする車両や掘削工事が一般の交通に出来る限り支障にならないよう留意する。

(5) 指定工事業者は、道路占用工事が完了した時点で以下により作成した工事工程毎の写真道路管理者に速やかに提出しなければならない。

ア 着手前写真、完了写真

イ 保安設備の写真

ウ 掘削状況写真

エ 給水管布設状況写真

オ 埋め戻し状況写真

カ 路面復旧状況写真（工種、工程ごと）

キ その他管理者の指示による写真

(工事着手等)

第 20 指定工事業者は、管理者から工事の承認を受けたときは、承認の日から 30 日以内（以下「承認期間」という。）に当該工事の施工を開始するものとする。

2 指定工事業者は、承認期間内に工事を開始できないときは、管理者に届け出るものとする。

3 指定工事業者は、工事ができなくなったときには遅滞なく工事の取消しを申し出るものとする。

(連絡工事)

第 21 給水管を配水管から分岐する工事（以下「連絡工事」という。）は、適切な施工ができる者が行うものとする。

2 連絡工事を行う場合は、事前に管理者と協議するものとする。

(工事の変更)

第 22 指定工事業者が工事申込み後において次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置工事承認申請書に変更後の設計図書を添付して提出し、その承認を受けるものとする。ただし、次のいずれにも該当しない軽微な変更の場合は、給水装置工事しゅん工届に精算設計書を添付し、管理者に届けること。

- (1) 給水栓の数の変更（ただし、不凍排水バルブの増減は対象としない。）
- (2) 配水管からの分岐箇所の変更
- (3) 給水管の総延長の増減及び給水装置の移動又は布設場所の変更が3 m以上の変更
- (4) 給水管の口径の変更
- (5) メーターの設置個数及び設置場所の変更

2 精算設計書には平面図、配管図及び立体図を添付するものとする。

(工事検査)

第 23 主任技術者は、工事が完了したときは、当該工事が関係法令等の定め適合することを検査した後に、管理者の検査を受けるものとする。

2 主任技術者は、工事完了後速やかに、管理者が別に定める給水装置工事しゅん工届に、給水装置工事現地検査記録表（様式 1）、精算設計書及び給水管取出しゅん工図（様式 2）を添付して提出し、管理者の検査を受けるものとする。

3 管理者は、給水装置工事しゅん工届を受領したときは、特別な理由を除き、速やかに検査を行うものとする。

4 主任技術者は、原則として、検査に立ち会うものとする。

5 管理者は、検査により工事が不適切であると認めるときは、相当の期間を定め、工事の手直しを求めることができる。

6 耐圧試験は、一定の水圧による耐圧試験で漏水及び離脱しないことを確認する。試験水圧及び試験時間は管理者の指示に基づき行い、圧力計記録紙及び水圧試験状況写真を提出する。

(工事申込人への引渡し)

第 24 主任技術者は、工事完成後、工事申込人に当該給水装置の使用方法及び注意事項を十分説明したうえで工事しゅん工図を引き渡すものとする。

(図書保管)

第 25 指定工事業者は、施工した工事ごとに図書を 3 年間保存するものとする。

(給水管の寄付)

第 26 公道に縦断的に布設する口径 50mm 以上の給水管は、配水管とみなし、工事申込人は工事完了後に当該給水管を管理者に寄付するものとする。

2 寄付は、工事完了後に寄付申込書（様式 3）にしゅん工図を添えて行うものとする。

3 管理者は受領したときは、受領書（様式 4）を発行するものとする。

(給水管の維持管理)

第 27 給水装置維持管理については、メーター又は官民境界もしくは第 1 バルブまでは管理者が行うものとする。

(給水装置の修繕)

第 28 給水装置が故障し、修繕の必要が生じたときは、指定工事業者は自らが施工した工事については、責任を持って修繕しなければならない。

(文書の様式)

第 29 この基準に定める文書の様式は、管理者が別に定めるものとする。

(補則)

第 30 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

**附 則**

この基準は、公布の日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。